

教育費負担等に関する税制上の優遇措置等の例

教育費負担軽減に関する優遇措置

○特定扶養控除制度

16歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）を有する者に対して、一般の扶養控除額に割り増して所得控除。

所得税 63万円（一般の扶養控除38万円の25万円割り増し）
住民税 45万円（一般の扶養控除33万円の12万円割り増し）

○勤労学生控除制度

働きながら勉学に励んでいる学生に対して、一定額（所得税27万円、住民税26万円）を所得控除。

○教育に係る消費税の非課税措置

学校が収納する授業料、入学金・入園料、施設整備費、入学者選抜に伴う入学検定料、在学証明・成績証明等の手数料、教科用図書の譲渡は、消費税及び地方消費税が課税されない。

○児童手当制度

0歳から小学校第3学年修了前の児童（約940万人）に対し、一定額（第1子・第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円を支給）※所得制限有

私立学校（学校法人）に関する優遇措置

○収入に関する優遇措置

- ・利子等に係る所得税 → 非課税
 - ・法人の収入に係る法人税 → 非課税
- ※ 収益事業収入については、その半額まで損金算入を可能とした上で、残額に軽減税率(22%)を適用

○資産に関する優遇措置

- ・固定資産税、不動産取得税 → 非課税
- ※ 教育研究の用に供される資産のみ

○学校法人に対する寄附に関する優遇措置

- ・個人が行う寄附
→ 1万円を超える部分のうち、当該年度所得の25%を上限として所得控除
- ・企業が行う寄附
→ 一般の損金算入限度額と同額を別枠で損金算入
※ 日本私立学校振興・共済事業団を通じた寄附金については全額損金算入